

# 第11次長瀨町交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年8月

長瀨町交通安全対策協議会

# 目 次

## はじめに

### 第1章 道路交通事故の傾向と交通安全対策の方向

第1節	交通事故の傾向	1
第2節	交通安全対策の方向	2
1	高齢者及び子どもの交通安全対策の推進	2
2	自転車及び歩行者の交通安全対策の推進	3
3	交差点及び横断歩道上での交通安全対策の推進	3
4	シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底	3
5	飲酒運転及び迷惑運転防止対策の推進	4
6	道路交通環境の整備	4
7	交通安全教育の推進	4
8	交通安全推進体制の充実・強化	5
9	車両の安全性の確保	5

### 第2章 推進しようとする施策

第1節	道路交通環境の整備	6
1	交通安全施設等の整備	6
2	歩行者の安全確保	6
3	通学路の整備	6
4	交差点整備の推進	6
5	道路標識等の整備	7
6	信号機の整備	7
7	道路照明灯の整備	7
8	防護柵の整備	7
9	道路反射鏡の整備	7
10	交通公害の防止	7
11	駐車対策の推進	7
第2節	交通安全思想の普及徹底	8
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	8
ア	幼児に対する交通安全教育	8
イ	小学生に対する交通安全教育	8
ウ	中学生に対する交通安全教育	9

エ	若者に対する交通安全教育	9
オ	成人に対する交通安全教育	9
カ	高齢者に対する交通安全教育	9
キ	障害者に対する交通安全教育	10
2	広報活動の推進	10
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	10
ア	町民ぐるみの交通安全運動の推進	10
イ	自転車の安全利用の推進	10
ウ	シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底	10
エ	飲酒運転追放気運の醸成	11
オ	夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進	11
カ	自動車運転中の携帯端末の使用禁止 及びナビゲーション装置の使用に関する広報	11
キ	先進安全技術への対応	11
ク	横断歩道での歩行者優先と正しい横断の徹底	11
4	交通安全関係団体の活動の推進	11
第3節	安全運転の確保	12
1	運転者に対する教育の充実	12
2	高齢運転者対策の充実	12
3	シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	12
4	自転車の安全性の確保	12
第4節	交通事故被害者支援の推進	13
1	交通事故相談所の活用	13
2	交通災害世帯等の救済	13
3	自転車損害賠償保険の加入促進	13
第5節	踏切道における交通の安全	13
参考資料	秩父警察署管内交通事故（人身）発生状況表	14

## はじめに

長瀬町交通安全計画は、埼玉県交通安全計画に基づき、町内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定め施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を作成するものです。

これまでも、交通安全計画を策定し、関係行政機関、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を実施してきたところです。

近年、町内の交通事故負傷者数は減少傾向にありますが、毎年30人程度の方が負傷しています。また、交通死亡事故は、平成30年以降発生しておらず、令和2年度には死亡事故ゼロ3年を達成しました。しかし、国道140号線の交通量の多さから、依然として自動車事故が発生している状況です。

さらに、当町では高齢化が進行しており、高齢者が運転する車の交通事故が増加傾向にあります。

このような観点から、人命尊重の理念の下に、交通安全全般にわたる総合的かつ長期的な視野に立って施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進し、交通事故のない安心・安全な明るい地域社会の実現を目指していくこととします。

この第11次長瀬町交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、令和3年度を初年度とする5か年計画であり、当町において、地域の実情と交通状況に即した交通安全施策を具体的に定め、これを強力に推進していくものです。

# 第1章 道路交通事故の傾向と交通安全対策の方向

## 第1節 交通事故の傾向

長瀨町は、都心から80キロメートルの圏内にあり、埼玉県の北西部、秩父山系の関門に位置し、町の中央部を縦貫している荒川の流域に細長く開けた観光客の多く訪れる町である。

総面積30.43平方キロメートル、人口6,787人、世帯数2,908戸（令和3年8月1日現在）であり、核家族化や高齢化が進んでいる。

道路は、国道140号線、県道長瀨玉淀自然公園線が主要道路であり、それらを軸に県道、町道、林道が走っている。

我が国の交通事故による死者数は、昭和45年に16,765人を数えたが、昭和46年以降着実に減少に向かい、昭和54年には8,466人とほぼ半減した。その後、再度増勢に転じ、昭和63年から8年連続1万人台を記録した。平成8年以降は減少傾向にあり、令和2年中の交通事故死亡者数は2,893人で、警察庁の保有する昭和23年以降の統計で最小となった。

県内の交通事故による死者数は、昭和45年の845人をピークとして着実に減少し、令和2年には121人となり、昭和30年以降最小となった。

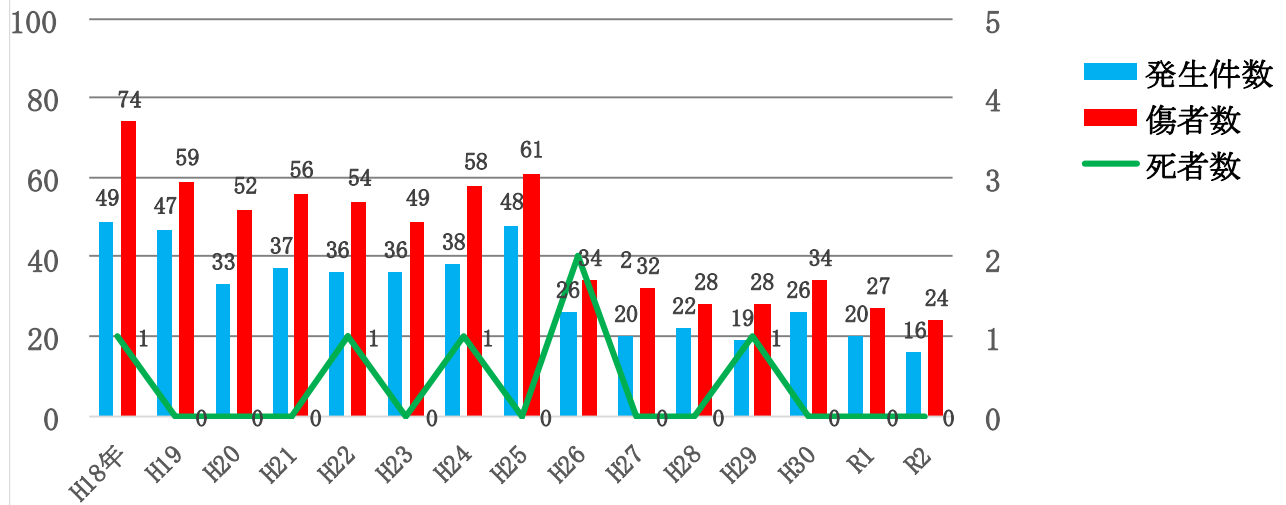
しかし、未だに交通事故による死傷者は、年間約2万人を超えており、今後より一層の交通事故の抑止を図っていく必要がある。

近年の交通事故の傾向としては、65歳以上の高齢者の死傷者が多く、全体の5割を占めている。また、状態別では、歩行者が関わる死亡事故は依然として多くなっている。

長瀨町における令和2年中の人身事故発生件数は16件、傷者24人、死者0人となっている。また、主体別では高齢者の傷者数が6人、状態別では自動車運転者及び同乗者が21人と多くなっている。

死亡事故は平成30年から発生していないが、今後、高齢運転者がさらに増えていくことなど交通事故対策の対象が変わりつつあり、今まで以上に埼玉県及び近隣市町村と情報共有を図りながら、秩父警察署と協力して現状に即した交通安全対策を積極的に推進していく必要がある。

## 町内の交通事故（人身）発生状況と推移



### 町内の時間別交通事故（人身）発生状況（令和2年中）

	0～2時	2～4時	4～6時	6～8時	8～10時	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20～22時	22～24時
件数	0	0	1	3	1	3	0	5	0	2	1	0

### 町内の主体別・状態別発生状況（令和2年中）

	総数	主体別				状態別							
		子供	高校生	高齢者	その他	歩行者	自転車	原付車	自二車	自動車	その他		
											運転中	同乗中	
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷者数	24	2	0	6	16	3	0	0	0	21	12	9	0

## 第2節 交通安全対策の方向

交通事故のない、誰もが安心して暮らせる安心・安全なまちづくりを進めるため、以下の9つを重点課題とし、これらの課題に即した各種交通安全対策を、関係機関・団体が一体となって総合的かつ計画的に実施する。

### 1 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進

高齢化社会の進展により、今後高齢者の社会進出がますます活性化し、高齢運転者の増加も予想され、高齢者が被害者または加害者となる交通事故の増加が見込まれる。

そこで、従来からの啓発を中心とする対策に加え、今後は高齢者が自ら実際に交通安全を考えることができる参加・体験・実践型の対策を推進するとともに、高齢者を交通事故から守る社会環境づくりの促進を図る。

また、少子化により少人数での登下校をする機会が多くなる児童等を交通事故から守るため、発達段階に応じた交通安全教育や通学路等における歩道や路地の歩行空間の整備を推進し、地域における見守り活動等を通じ、地域に密着した交通安全活動の充実を図る。

## **2 自転車及び歩行者の交通安全対策の推進**

近年は、県内の自転車事故による負傷者数は減少傾向にあるが、死者数は常に全国ワースト上位に位置している。この状況を改善するため、平成24年4月1日に施行した「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づいて自転車利用者の交通ルールの遵守及びマナーの高揚を図り、安全な乗り方を知ってもらい、特に高齢者の自転車乗用中の事故が増加傾向にあることから、広報啓発や自転車交通安全教室の実施等の参加・体験・実践型教育などを推進する。

また、歩行者の安全確保を図るため、横断歩道での歩行者優先の徹底や、自転車が歩道を通行するときのルールの周知を行う。

## **3 交差点及び横断歩道上での交通安全対策の推進**

交通事故の半数を占める交差点の交通事故を防止するとともに、物流を阻害し、大気汚染等の原因ともなる交通渋滞を解消するため、交差点の改良や信号機の設置等の整備について、関係機関に積極的に働きかける。

また、県内でも死亡事故の半数は交差点で発生していることから、自動車運転者に対して交通ルールの徹底を呼びかけると同時に、歩行者に横断歩道付近の発生しやすい事故等について安全教育を推進する。

## **4 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底**

シートベルト及びチャイルドシートは、自動車乗車中の事故における生命を保護する効果が高いことから、従来にも増して運転者に対するシートベルト着用の広報啓発活動を積極的に推進するとともに、チャイルドシートについても、その効果や必要性、正しい使用方法について周知するほか、同乗者及び後部座席でのシートベルト着用の促進も働きかける。

## 5 飲酒運転及び迷惑運転防止対策の推進

秩父地方においては、飲酒運転は減少しつつあるが、根絶には至っていない状況であることから、飲酒運転ゼロを目指し、キャンペーンをはじめとする各種広報・啓発活動を実施する。

また、近年では、他の車両の通行を妨害する「あおり運転」が増加している。重大な交通事故を招く恐れがあるため、あおり運転の危険性について広報・啓発活動を行う。

## 6 道路交通環境の整備

歩行者及び自転車利用者等のための対策としては、歩道の整備を進めるとともに、子供たちの安全確保を図るために、通学路の整備を推進する。

自動車交通の対策としては、交差点などの事故多発箇所の原因の究明と改善対策を積極的に推進するとともに、道路標識・標示の整備、交差点改良、道路の拡幅等を図る。

高齢化が進む中、年齢や身体的特徴に関わらず安全に通行できる交通環境を目指す。

## 7 交通安全教育の推進

幼児から成人に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び高齢者、身体障害者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、県、町、警察、学校、関係民間団体及び家庭が互いに連携を図るとともに、指導者の養成・確保、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図る。

## 8 交通安全推進体制の充実・強化

相互に密接な関係を持ち、相互に連携し合いながら、総合的かつ効果的な交通安全活動を実施できるよう、県、町、関係機関・団体等が一体となった交通安全活動を推進する。

また、町交通安全対策協議会を中心に町民総ぐるみの交通安全運動を強力に推進する。

## 9 車両の安全性の確保

自動車の衝突被害軽減ブレーキを始めとする先進安全技術の普及に伴い、運転者への情報提供や、正しい使用方法の普及促進等を実施し、車両の安全性の確保・向上を図る。

特に、高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いによって引き起こす交通事故が増加傾向にあることから、踏み間違い防止装置等の導入及び補助制度等についての有用性ととともに、先進安全技術の陥りやすい事故等についても併せて周知を図る。



## 第2章 推進しようとする施策

### 第1節 道路交通環境の整備

#### 1 交通安全施設等の整備

交通事故の多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、現状を分析検討し、効果的・効率的に事故を削減し、快適な道路交通の確保を図るため、総合的な計画の下に、県の整備計画との整合性をもたせ、各種交通安全施設の整備を推進する。

#### 2 歩行者の安全確保

これまでの交通安全対策は、一定の成果を挙げてきたとはいえ、主として「車中心」の対策であったが、これからは身近な生活道路等においては、「人優先」の交通安全対策を推進する。交通量の多い区間、交通事故の多発区間については、歩道整備を促進するため、関係機関に積極的に働きかける。

また、整備にあたっては、幅の広い道路や段差の解消などに配慮してもらうよう要望し、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出するための取組みを推進する。

#### 3 通学路の整備

児童の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレールなど、交通安全施設の整備を推進するとともに、ガードレールや道路反射鏡などの点検等、児童の視点からの交通安全対策を推進する。

#### 4 交差点整備の推進

県内の交通事故の約6割が交差点及び交差点付近で発生していること、また、交差点は交通渋滞の発生ポイントともなっていることから、国・県道の交差点改良の整備を促進するため、関係機関に積極的に働きかける。

## 5 道路標識等の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、既存の道路標識、標示を含めた整合性のある整備を図るとともに、視認性が悪くなっている箇所等については、補修を進める。

また、規制、指示標識等については、関係機関に要請する。

## 6 信号機の整備

交通事故多発交差点、交通危険箇所等については、道路の構造及び交通の実態を勘案して、信号機の設置及び多機能化を関係機関に要請する。

## 7 道路照明灯の整備

安全性と快適性をあわせて、明るく豊かな道路環境整備を形成するため、道路照明灯の整備に努める。

## 8 防護柵の整備

危険な箇所については、安全性の確保のために、関係団体と協議の上、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵を整備する。

## 9 道路反射鏡の整備

見通しの悪い曲線部、交差点については、関係団体と検討し道路反射鏡を整備する。

また、既設の道路反射鏡で、視認性の悪くなったものは交換を図っていく。

## 10 交通公害の防止

自動車を原因とする大気汚染や騒音などの交通公害を防止するため、アイドリング・ストップの実施や急発進・急加速の防止などのエコドライブの推進、低公害車・低排出ガス車の普及促進のための情報提供等を検討するなど、交通公害の防止を促進する。

## 11 駐車対策の推進

幹線道路等における無秩序な違法駐車車両を排除し、道路交通の安全と円滑を確保するため、違法駐車車両等の指導取り締まりを要請するとともに、啓発活動を沿道住民に対し実施する。

## 第2節 交通安全思想の普及徹底

### 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、町民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識と交通ルールと正しい交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識と交通ルールと正しい交通マナーを身につけるためには、人の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進していくことが必要である。

このため、幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的に交通安全教育を行うとともに、高齢化が進む中で、社会に参加する高齢者の交通安全を確保する観点から、高齢者に対する交通安全教育も積極的に推進する。

#### ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身に付けさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。幼稚園・保育園においては、映画、紙芝居等の視聴覚的教材を利用するなど、分かりやすい指導を行う。

また、日常の教育、保育活動のあらゆる場面をとらえて保護者ぐるみの交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

#### イ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学生の交通事故は、道路への飛び出し等によるものが多いことから、「自らの安全を確かめる習慣」を身に付けられるよう、できるだけ臨場感のある具体的な行動場面を設定し、参加・体験・実践型教育の実施を進める。

また、登下校時は交通事故に遭う危険性が高いため、通学路における交通安全教育の推進を図る。

## ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とする。

生徒は、交通規則を知っていても自転車の二人乗りをしたり、信号を無視したりするような例が見られるので、具体的な事故例をもとにその原因を理解させるとともに、交通社会の一員としての自覚を高める交通安全教育の推進を図る。

## エ 若者に対する交通安全教育

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通加害者としての実態の周知に重点をおき、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意欲を高め、著しい速度超過、飲酒運転等の悪質・危険な運転の防止を図る。

## オ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、運転者として、著しい速度超過、飲酒運転等の死亡事故に直結する恐れの高い悪質、危険な運転、違法駐車防止、歩行者及び自転車利用者の保護、自動車乗車中のシートベルト及び自動二輪車乗車中のヘルメットの正しい着用の徹底等、運転者としての社会的責任を自覚させるため、地域、職場における各種講習会や民間交通安全団体の活動を通じて交通安全意識の向上を図る。

## カ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う心身機能の変化が歩行者、自転車利用者としての交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ることを目標とする。

高齢運転者に対しては、高齢者講習の内容の充実に努めるほか、高齢者に自己の運動能力や反応動作、自転車の特性等を再認識させ、関係機関・団体、自動車教習所等と連携し、運転適正診断や運転者用機材または実車運転体験等による運転技能診断等を実施して、診断結果に基づく個別指導を行うなどの運転者教育を推進する。また、運転免許証の自主返納制度について

も積極的な広報を行う。

## キ 障害者に対する交通安全教育

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の種類や程度に応じ、必要な情報の提供及びきめ細かい交通安全教育を推進する。

## 2 広報活動の推進

交通安全に対する関心と意識を高めるため、広報紙やリーフレットを活用し、交通事故の実態を踏まえた日常生活に密着した、交通安全啓発等の広報活動を行う。

## 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

### ア 町民ぐるみの交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するため、関係機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

また、各季の交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、実施重点、実施計画等について広く町民に周知し、町民参加型の交通安全運動の充実を図る。

### イ 自転車の安全利用の推進

近年、自転車利用者に対する規制等が日々変化しているため、自転車乗用中の正しいルールの徹底を図るとともに、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車のマナーに関する普及啓発活動の強化を行う。

### ウ シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシートの着用効果、正しい着用方法についての理解を深め、これらの正しい着用の徹底を図るため、効果的な広報啓発に努める。また、後部座席におけるシートベルトの着用促進を図る。

## エ 飲酒運転追放気運の醸成

飲酒運転を原因とする死亡事故は、依然として増加傾向で推移している。そこで、飲酒運転を追放するため、関係機関・団体と協力して、広報・啓発活動を積極的に推進する。

## オ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車・自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、ウォーキング等の夜間の歩行者も多くなっているため、運転者から被視認性の高い反射材の着用等の促進を図る。

## カ 自動車運転中の携帯端末の使用禁止及びカーナビゲーション装置の使用に関する広報

各季の交通安全運動等の機会をとらえ、走行中の携帯端末の使用禁止及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性について、周知徹底を図る。

## キ 先進安全技術への対応

自動ブレーキシステム等、年々進歩していく先進安全技術に対し、正しい知識の普及を行う。

## ク 横断歩道での歩行者優先と正しい横断の徹底

信号機のない横断歩道では、自動車運転者の歩行者の見落としや横断歩道手前での減速が不十分であることが原因による事故が発生しやすい。自動車運転者に対し横断歩道での歩行者優先のルールを再認識するよう教育を推進する。歩行者に対しては安全確認を行うとともに、ハンドサイン等を使うことにより渡る意思を明確に伝えるよう呼びかけを行う。

## 4 交通安全関係団体の活動の推進

交通安全を目的とする、交通指導員、交通安全母の会などの関係団体に対しては、資質の向上に資する援助や、交通安全対策に必要な資料を提供することなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

また、その他の団体に対しては、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行う。

## 第3節 安全運転の確保

## **1 運転者に対する教育の充実**

安全確認やシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用等を徹底させるため、関係機関・団体と連携し、街頭における指導等を促進する。

## **2 高齢運転者対策の充実**

高齢運転者に対し、加齢に伴う心身機能の変化が運動行動に及ぼす影響について正しく理解させ、安全な運転を教示するため、関係機関・団体と協力、連携を図り、高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

## **3 シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底**

シートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するため、関係機関・団体と連携し、各種講習、交通安全運動などの機会を通じ、啓発活動を行う。また、毎年、着用率の調査を行うことで、現状を把握し、着用率の向上を図る。

## **4 自転車の安全性の確保**

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、関係団体の活動、交通安全教育及び広報活動を通じて、自転車利用者に対して、自転車の点検整備基準に適合した自転車の利用を呼びかけ、定期的に自転車安全整備店において点検整備を受けるよう、安全意識及び点検整備意識の徹底を図る。

さらに、夜間における交通事故を防止するため、灯火の取付の徹底と反射機材の普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。

## **第4節 交通事故被害者支援の推進**

## **1 交通事故相談所の活用**

交通事故の被害による損害賠償等は、近年複雑化し専門的知識が必要とされつつある。これらに対処するため、埼玉県交通事故相談所や、その他の相談所を交通事故当事者が活用できるよう、交通事故相談活動の周知徹底を図る。

## **2 交通災害世帯等の救済**

交通災害世帯等の救済のため、関係機関が緊密な関係を保ち、被害者世帯等が社会保障制度各般の援護を、でき得る限り利用できるよう努める。

## **3 自転車損害賠償保険の加入促進**

近年、自転車利用者が加害者となる事故に関し高額な賠償を求められるケースもあり、賠償責任を負った際の支払原資を担保し、被害者救済の十全を図るため、自転車利用者へ自転車損害賠償保険の加入を促進する。

# **第5節 踏切道における交通の安全**

引き続き踏切道の構造改良、踏切保安設備、交通規制の実施、その他踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を、関係機関・団体と連携しながら促進し、踏切事故の発生の防止を図る。



参考資料

秩父警察署管内交通事故（人身）発生状況表

項目	発生件数		死者		傷者	
	管内	町内	管内	町内	管内	町内
H 18年	533 件	49 件	8 人	1 人	711 人	74 人
19	529	47	6	0	676	59
20	416	33	7	0	542	52
21	423	37	3	0	562	56
22	422	36	5	1	545	54
23	434	36	3	0	561	49
24	390	38	3	1	514	58
25	389	48	6	0	490	61
26	325	26	5	2	438	34
27	300	20	0	0	384	32
28	292	22	3	0	383	28
29	298	19	5	1	387	28
30	248	26	5	0	315	34
R 1	266	20	4	0	329	27
2	234	16	4	0	293	24